

映像を通じた誘客促進事業補助金 交付要綱

(通則)

第1条 映像を通じた誘客促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本市内で撮影又は制作(以下「制作等」という。)される実写及びアニメーション(以下「作品」という。)を誘致することにより地域経済の活性化を図るとともに、作品を通して本市の魅力国内外に発信し、知名度・魅力の向上、及び観光誘客に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす作品の制作等とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 劇場、テレビ又はインターネット配信等の媒体で公開(以下「公開等」という。)される作品の制作等であり、交付決定の日から5年以内に公開等されること。

① 実写(映画、ドラマ、ドキュメンタリー)

② アニメーション

(2) 本市が作品の舞台の一つとして登場すること、若しくはメインロケ地であること。

(3) 実写においては、本市内において5日以上撮影が行われ、かつ、撮影におけるスタッフ(キャストを含む)の数が50名以上であること。アニメーションにおいては、作品内に本市内の場所や建物、若しくは福岡に関連する産品が登場しており、その数が10以上であること。

(4) 作品における製作費が1億円以上であること。

(5) 作品の制作等経費のうち、本市内に本社、本店、支社、支店、事務所又は事業所等を有する法人若しくは居住する個人(以下「市内事業者」という。)に対して支出する別表に掲げる補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の総額が1,000万円以上の作品であること。

(6) 本市の知名度・魅力の向上及び観光誘客に資するものと認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する作品は、補助対象事業としない。

(1) 成人向け作品(これに準ずるものを含む。)

(2) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する作品(これに準ずるものを含む。)

(3) 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が補助金を交付することにより行政の中立を損なうおそれがあると判断される作品。

(4) 著しく公序良俗に反すると判断される作品。

(5) 視聴者が限定され、広く一般に公開されない作品。

(6) 本市からこの要綱に定める助成金以外の資金助成を受けている作品。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、国内に所在する団体で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本の法令に基づく法人格を有する団体。
- (2) 作品の制作等を円滑に遂行するために必要な定款又は規約若しくは組織人員等を有しかつ資金等についての十分な経理・管理能力を有している団体（次の①から③までを満たしていること。）。
 - ① 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
 - ② 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ③ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は補助対象者としない。

- (1) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者。
- (2) 市町村税の滞納がある者（本市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納がある者）。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- (4) 本市競争入札において、参加停止措置を受けている者。
- (5) その他市長が適当でないと認める者。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、交付決定があった日を開始日とし、開始日の属する年度末までとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 この要綱による補助対象経費は別表のとおりとし、補助金の額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費は、補助対象期間内に発生し、かつ支払いが完了しているものとする。

2 1作品当たりの補助金の上限は1,000万円とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第7条 この要綱により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が指定する期間までに以下に挙げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 定款
- (5) 登記事項証明書
- (6) 直近の決算書
- (7) 市町村税を滞納していないことの証明書
- (8) 消費税および地方消費税納税証明書
- (9) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第4号）
- (10) 作品の企画書
- (11) 制作スケジュール表

- (12) 役員名簿
 - (13) 補助対象者の過去の実績が分かる概要資料
 - (14) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があった場合には、別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いた上で、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の可否を決定したときには、その結果を交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 市長は補助金の交付に当たり、補助対象者へ次の条件を付すものとする。

- (1) 以下の各号に協力すること。
 - ① クレジット表記
作品のエンドロール、ポスター及びチラシ等のPR素材に指定するクレジットを表記すること。
 - ② 撮影画像等の提出
本市及び福岡フィルムコミッションが作成する資料等に掲載するための作品の画像データを提出し、使用を許諾すること。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
 - ① 事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）。
 - ② 事業を中止し、又は廃止しようとする場合。
- (3) 補助金に関する収入及び支出を明確にした帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を、交付決定を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた後、本市及び福岡フィルムコミッションが行う調査に協力しなければならない。
- (5) 撮影等を行う際は、関係法令を遵守するとともに、現場での安全管理に十分に留意しなければならない。
- (6) その他、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項。

(制作等の内容変更)

- 第9条 補助対象者は、交付決定を受けた補助対象事業の制作等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ映像を通じた誘客促進事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容を市長に報告し、変更申請書の要否も含め、その指示を受けるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書等の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、交付決定事項等変更承認通知書により補助対象者に通知する。

(状況報告)

- 第10条 市長は必要があると認めるときは、補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第 11 条 補助対象者は、本件補助対象経費の全ての支払いが完了したときは、その日から 60 日以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 映像を通じた誘客促進事業補助金実績報告書（様式第 6 号）
- (2) 支出した経費の事実を証明する領収書等の証票書類（写しを含む。）
- (3) 経費支出明細書（様式第 7 号）
- (4) 人件費算出表（補助対象経費に人件費を含む場合）
- (5) 撮影などが適正に行われたことを証明する許可証の写しなどの書類（許可証が発行された場合のみ）
- (6) 制作スタッフ一覧
- (7) 前各号の他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、対象作品完成後、速やかに電子データを市長へ提出しなければならない。また、対象作品の公開等が決定されたときは、速やかにその旨を、映像を通じた誘客促進事業補助金公開等報告書（様式第 8 号）により市長へ報告しなければならない。なお、公開等後、興行成績又は視聴率等についても市長に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は前条第 1 項による事業実績報告書及びその他市長が必要と認める書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付金額確定通知書により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金の交付は、清算払いとする。

2 市長は、前条の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者又はその役員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付決定者又はその役員が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合においては、第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

4 市長は、補助事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 本要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 補助金申請又は補助対象事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合。
- (3) 補助金の交付条件に合致しない場合。
- (4) 事業を中止し、又は廃止した場合(当該状況に至ったと市長が認める場合を含む。)
- (5) 作品が市長が指定する期日までに公開等されないことが明らかになった場合。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のため、公開等が不可能となった場合で市長が認める場合を除く。
- (6) 前 5 号までの規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合。

2 市長は、前項の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付している時は、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

4 前 2 項の規定に基づき補助対象者に返還させる場合において、市長が定める納期限までに補助対象者が返還を行わない場合の督促又は延滞金の算出等については、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例（昭和 32 年福岡市条例第 12 号）に則って行うものとする。

(事業の公表)

第 16 条 本事業に採択された作品に係る情報は、公表対象とする。ただし、公表時期等について個別に協議を行う。

(委任細則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

対象経費

対象経費		備考
宿泊費	制作等関係者の撮影のために必要な宿泊に要する経費等	・本市内宿泊施設に限る。 ・補助額は1人1泊あたり税抜15,000円を上限とする。
食費	制作等関係者の撮影のために必要なロケ弁当、ケータリング、キッチンカー等の費用	・会食等は対象外とする。 ・本市内事業者への支出に限る。
施設使用料	撮影用の施設使用料	・本市内に所在する施設に限る。
人件費	撮影スタッフに係る人件費等	・監督、演出、技術スタッフ、美術スタッフ、警備員、ドライバー、編集等一般的に撮影に必要と認められるもの。
キャスティング費	出演費（エキストラ出演含む）	・本市内の企業に属する者又は本市内在住の個人に発注した費用に限る。
美術費	衣装・ヘアメイク・美術・装飾・消耗品費等	・本市内事業者への支出に限る。
機材費	撮影用機材のレンタル・リース費用等	・本市内事業者への支出に限る。
車両費	撮影で市内を移動するために要する車両のレンタル費、燃料費、駐車場費等	・本市内事業者への支出に限る。
原画制作費	デザイン費、絵コンテ費、レイアウト費、美術・設定費、原画費、動画費、3DCG制作費、撮影費等の原画制作に要する経費等	・アニメーションに限る。 ・本市内事業者への支出に限る。
ポストプロダクション費	撮影後に行う編集等のポストプロダクションに係る費用（視覚効果（VFX）に要する費用を含む）等	・本市内事業者への支出に限る。
シナハン費・ロケハン費	制作に向けたシナハン費・ロケハン費に要する経費等	・宿泊費、食事費、車両レンタル費、燃料費、駐車場費のうち本市内事業者への支出に限る。なお、宿泊費の上限額は上記に準じる。 ※福岡フィルムコミッションが関わった場合のものに限る。
交通費	福岡市内への往復旅費	・海外：1人片道上限50,000円 ・国内：1人片道上限25,000円 ※1作品の上限は補助金額の2割とする。
その他	その他市長が必要と認めた経費	

- 1 上記に掲げた経費のうち、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。
- 2 対象経費は、補助金の交付決定があった日から発生する経費とする。
- 3 対象経費は、事業を遂行するうえで必要かつ適切な金額と判断した経費のみ対象とする。
- 4 対象経費は、その事実を証明可能な経費のみ対象とする。
- 5 補助対象となる人件費は、本市内の企業に属する者かもしくは本市市内在住の個人に発注した経費に限る。
（補助対象者の社内スタッフが本事業に従事する場合の経費は対象外とする）
- 6 対象経費のうち、本市内への往復国内・国際旅費については、本市内の旅行会社へ手配を行った経費のみ対象とする。
- 7 宣伝、放映・公開、イベントや展示会への出展、コンテンツの二次利用に係る費用等は、補助金経費の対象外とする。
- 8 国や他の地方公共団体等からの補助金・助成金を利用する場合は、補助対象経費が重複しないようにすること。